

智慧の和(パナリンク)会員規約

(本規約の適用)

第1条 本規約は智慧の和(パナリンク)(以下「本会」と略称)に入会した会員に対して適用します。

(会員の種別)

第2条 本会の会員の種別は以下のとおりとします。

正会員 総会において議決権を持つ会員です。

賛助会員 総会における議決権を持たない法人・団体の会員です。

(会員資格)

第3条 会員の入会について、特に条件を定めません。ただし、下記に該当すると認められる場合は、入会をお断りすることがあります。

本会との信頼関係を築くことが困難と認められる方

違法行為にて事業を行っている方

本会会員規約にご同意いただけない方

その他、本会の事業活動または本会のサービスに不利益を及ぼすと判断される方

2 会員として入会しようとする者は、入会申込書により申し込むものとします。

3 会長は、第1項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知します。

4 会員資格は、入会申込書により申し込み、会費を納入した時点で与えられます。

(禁止行為)

第4条 公序良俗に反する行為

他の会員、第三者および本会に損害または不利益を与える行為

他の会員、第三者および本会を誹謗中傷する行為

他の会員、第三者および本会の著作権、著作隣接権、その他の知的財産権を侵害する行為

各種法律等に違反または違反のおそれのある行為

(年会費)

第5条 会員は以下の会費を納入しなければなりません。

正会員 年会費 個人 6,000 円 法人 30,000 円

賛助会員 年会費 個人 3,000 円 法人 15,000 円

(支払方法)

第6条 前条に定める年会費は、指定の口座へお振込み下さい。(振込料会員負担)

(会員資格の喪失)

第7条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失します。

退会届の提出をしたとき、または本会に電子メールで退会の連絡をしたとき。
本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。

会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず納入しないとき。

除名されたとき。

第4条に定める違反行為を行ったとき。

入会時に虚偽の申告があったことが明らかになったとき。

(退会)

第 8 条 会員が退会を希望する場合は、退会届を提出するか、電子メールにて退会する旨の連絡を本会までしていただくものとします。

2 前項の退会届または電子メールによる連絡を受理した時点で退会とします。

(除名)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決により、これを除名することができます。

(1) 定款または本規約に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えます。

(年会費等の不返還)

第 10 条 既に納入した会費その他の拠出金品は、返還いたしません。

(住所等の変更通知)

第 11 条 会員は、その氏名、住所、電話番号、FAX番号、電子メールアドレスの変更が生じた場合、速やかに本会宛に書面または電子メールにて連絡するものとします。

(本規約の会員への発効)

第 12 条 本規約は、年会費納入により会員資格が与えられた時より効力を生じます。

(権利譲渡の禁止)

第 13 条 会員は、本会事業活動及び本会サービスを利用する権利を第三者に譲渡することはできません。

(秘密情報の定義)

第 14 条 本会の事業活動において秘密情報とは、本会と会員または会員同士の間の本会事業活動の過程で本会と会員または会員同士が相手方に対して口頭ないし書面で秘密である旨を表示して開示した全ての情報をいいます。

(守秘義務)

第 15 条 本会及び会員は、次の各号に掲げる行為を禁止します。

秘密情報を第三者に漏洩すること。

秘密情報を知る必要のない、本会または会員の法人の役員、従業員等に秘密情報を知らせること。

本会の活動以外の目的のために秘密情報を利用すること。

(秘密情報の返却等)

第 16 条 次の各号に掲げる場合、本会または会員は、相手方から開示を受けた秘密情報が含まれる全ての書類及び記録(媒体の種類を問わない)を速やかに相手方に返却しなければなりません。

会員が会員資格を失ったとき。

相手方から請求されたとき。

2 返却することが困難な媒体に記録された秘密情報については、前項各号の場合、本会または会員は、当該秘密情報を速やかに消去または廃棄しなければなりません。

(秘密情報からの除外)

第 17 条 次の各号に掲げるものは秘密情報から除外されるものとします。

開示時点において既に公知の情報。

開示後に開示を受けた者の責めに帰すべからざる事由によって公知となった情報。

開示前に既に保有していた情報。

第三者から適法に入手した情報。

(守秘義務の存続)

第 18 条 第 14 条の守秘義務は、会員資格喪失後も存続するものとする。

(損害賠償)

第 20 条 会員が本規約およびその他諸規定等に違反する行為または不正もしくは違法な行為によって本会に損害を与えた場合には、会員に対して本会の被った損害の賠償を請求することができるものとします。

(免責)

第 21 条 本会は、本会の事業活動または本会のサービスにより提供される情報等の利用により発生した損害に対し、会員にいかなる責任も負いません。また、一切の損害につき賠償する義務はないものとします。

2 本会の事業活動または本会のサービスの利用による、会員同士または会員と本会の事業活動または本会のサービス情報等提供者もしくは会員と第三者との間で生じた紛議には本会は一切責任を負わないものとします。

3 本会は、会員により本会事業活動または本会サービスを通じて登録、提供された情報が本会の責に帰せざる事由により消失した場合には免責されるものとします。

(準拠法と管轄裁判所)

第 22 条 本規約の準拠法は日本国内法とし、本規約に関する紛争が生じた場合は東京地方裁判所を第一管轄裁判所とします。

(細則)

第 23 条 本規約に定めのない事項については別途細則、その他規則に定めます。

(規約の改正)

第 24 条 本規約の改正、変更は本会の理事会がこれを行い、ホームページ上に掲載し、掲載日の一週間後から発効するものとします。また、その効力は、全会員に及ぶものとします。

附則

(効力の発生)

第 1 条 本規約は、平成 18 年 4 月 1 日から発効します。